

需要家保安に係る業務の概要について

保安業務の担い手【論点2】の関連

主な需要家保安業務

需要家保安に係る主な業務の内容について、作業体制、作業内容などの詳細は別紙のとおり。

- ・資料3② A 緊急保安業務の概要
- ・資料3② B 内管の漏えい検査の概要
- ・資料3② C 消費機器調査の概要
- ・資料3② D-E 周知の概要

緊急保安業務の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

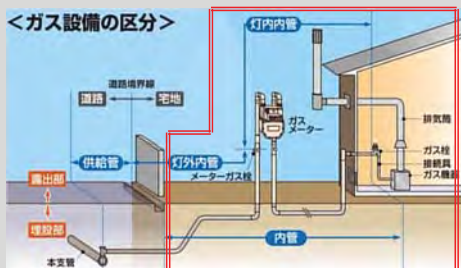
© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

緊急保安 作業体制

- 緊急保安業務は、24時間365日の通報に対応するため、受付担当、通信担当、保安責任者が必要となるほか、緊急車両等の整備が必要となる。

現場作業体制



- 法令上の位置づけ
- 消費機器に関しては、ガス事業法第四十条の二 第四項の中で、消費機器の災害時等ですみやかな措置をとることが規定されている。
 - 一方、消費機器以外に関しては、法令上、緊急対応体制を敷くことは規定されておらず、保安規程で緊急体制を敷くことを各社が規定している。

	敷地内
作業対象	<ul style="list-style-type: none"> 需要家資産のガス工作物(内管) 消費機器
必要要員	<ul style="list-style-type: none"> 受付担当者(受付) 通信担当者(指令室または現場) 保安責任者(指令室または現場) 処理要員 (現場)
調整先	需要家(所有者・占有者)
必要資機材 道工具	<ul style="list-style-type: none"> 車輛装備、ガス漏れ調査用具、ガス遮断用工具、修理用工具、保安設備など
スキル	<ul style="list-style-type: none"> 緊急保安業務は、経験に基づく判断スキルが必要。 新任者の育成のためには、熟練者に同行させるなど、現場OJTを数年重ねるケースが多い。
資格	— (社内資格など)

※ 一般的に敷地内と敷地外は同じ体制で対応しているケースが多い

緊急保安 作業体制(人員・設備)イメージ

■ 受付・指令室



- ・受付担当者
- ・通信担当者
- ・保安責任者

■ 現場体制



- ・保安責任者
- ・通信担当者
- ・処理要員

■ 緊急車両



- ・サイレン
- ・赤色ランプ
- ・無線設備、など

- (1) 保安責任者: 通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令を行う者
- (2) 受付担当者: 通報を受け、これを関係箇所に連絡する者
- (3) 通信担当者: 処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者
- (4) 処理要員: 通報を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者

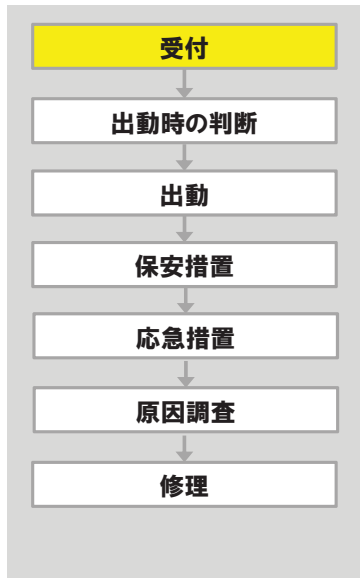
緊急保安 作業フロー

● 通報～受付～修理までを対応



緊急保安 作業内容

- 受付担当者は、通報の状況に応じて、ガス栓やメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、窓の開放、近隣への通報避難誘導などの措置を通報者に協力要請する。
- 要請内容、顧客情報を受付票に記録する。



受付・指令室：受付担当者

※お客さまからの通報のほか、内管漏えい検査員などからの通報もある

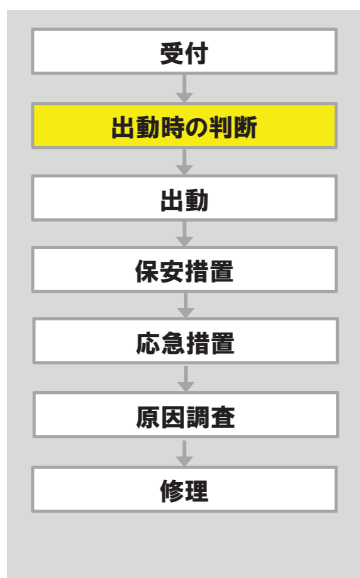
どのような状況ですか？
ガス臭いですか？

窓を開けて、安全な場所に避難してください。

住所、氏名、連絡先を教えてください。

緊急保安 作業内容

- 保安責任者は、通報に基づき、一般出動、緊急出動、特別出動の判断を行う。
- また、通報に基づき、事故が発生している場合または事故が発生するおそれがある場合には直ちに消防機関および警察機関へ連絡し、協力を要請する。



受付・指令室：保安責任者

一般出動：ガス漏えい等はあるが事故が発生するおそれのないと認められる場合

→ 可及的速やかに処理要員が工作車で現場に出動し、必要な措置を講じる。

緊急出動：事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

→ 2名以上の処理要員が原則として緊急車で現場に急行し、緊急措置を講じる。

特別出動：緊急出動では処理することが困難な事態に対して、これを処理するために特別に編成する体制で出動する場合

緊急保安 作業内容

- 処理要員は、本支管、供給管などの導管図面、内管図面等の情報を持ち、現場へ急行する。

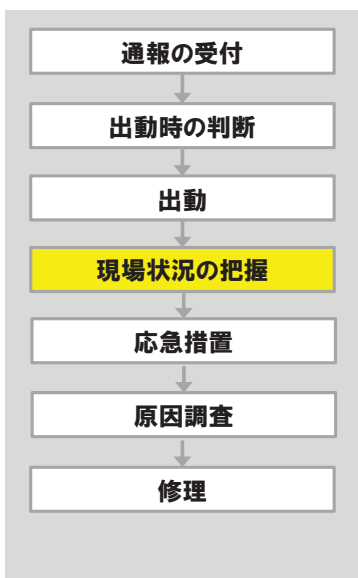


P6

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 作業内容

- 処理要員は、現場状況を確認後、指令室へ状況を報告する。
- 指令室保安責任者は、現場状況に応じて追加応援の指示、消防・警察等への協力要請を行う。

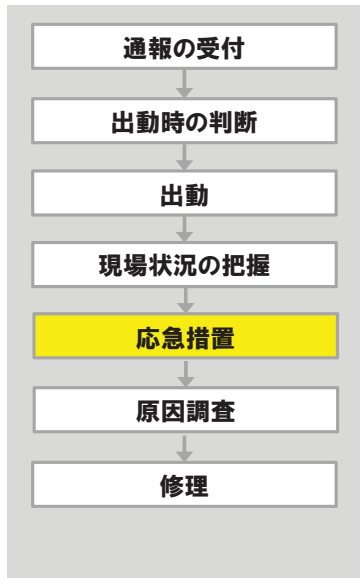


P7

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 作業内容

- 処理要員は、現場状況により、適切な保安措置をとる。
- 具体的には、「遮断」・「避難誘導」・「着火防止」などの対応を行う。



ガス遮断

- ✓ メーターガス栓の閉止
- ✓ 引込管ガス遮断装置の閉止
- ✓ 供給管の切断

避難誘導

- ✓ 当該需要家、近隣住民などの非難・誘導

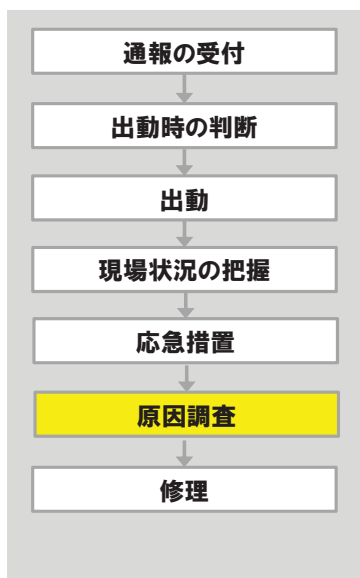
着火防止

- ✓ 周囲への火気厳禁の周知
- ✓ 作業区画の設置



緊急保安 作業内容

- 処理要員は、「漏えい調査」、「配管の位置調査」などを実施し、ガス漏れ箇所を特定する。



漏えい調査(灯内内管)



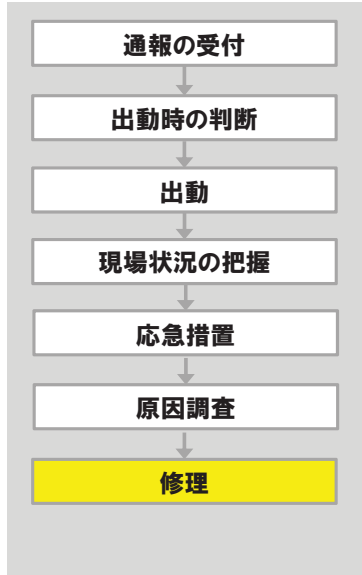
配管の位置調査



漏えい調査(灯外内管)

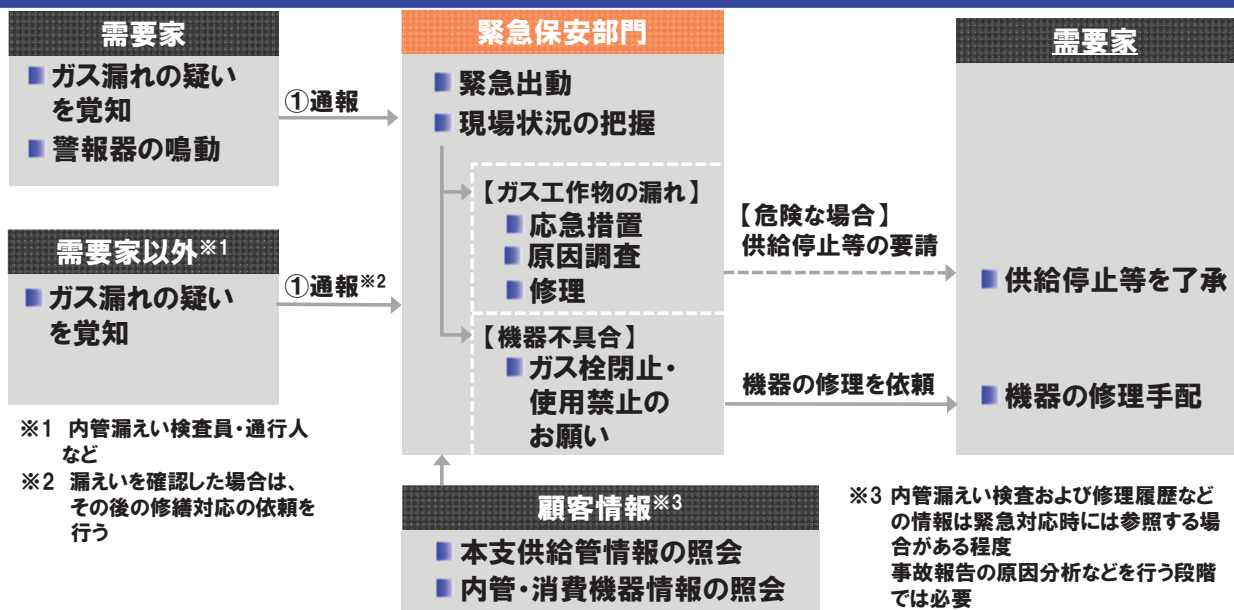
緊急保安 作業内容

- ・ 処理要員は、漏えい箇所を特定したのち、配管を入替えなどの修理を行う。
- ・ 内管はお客さま資産であるため、ガスを停止し所有者であるお客さまに修理を依頼するべきであるが、現状は内管工事をガス事業者しかできないため、ガス事業者がワンストップで修理を行い、早期再開を行っている。



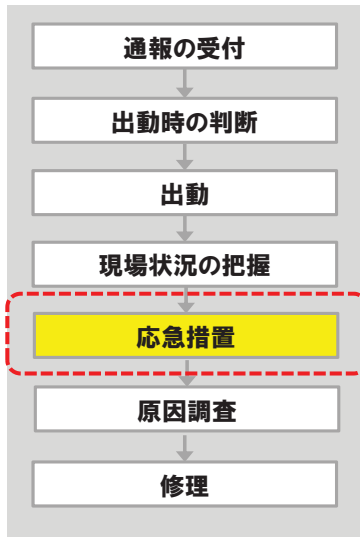
緊急保安 関連業務との繋がり

- ・ 通報は、需要家からの場合と、内管漏えい検査員など緊急保安部門以外からの場合がある。
- ・ 緊急対応は、緊急保安部門が行い、通報者がガス事業者であっても、通報者自らは行わない場合が多い。
- ・ 保安措置のため、出動先で需要家に供給停止の許可をとり、ガス遮断を行う。
- ・ 出動に当たっては、本支供給管情報、内管情報を照会する。(検査・修理履歴情報等は参照程度)



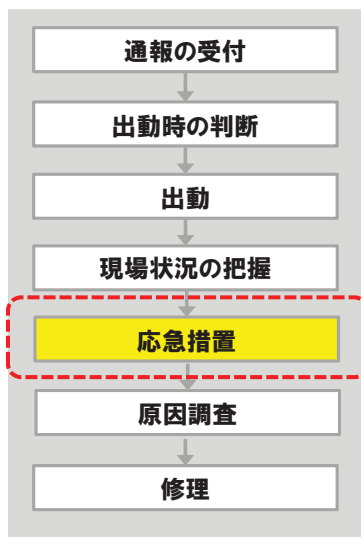
大口需要家の緊急保安①

- 工業用等の大口需要家は、工場内は敷地が広く、ガス以外の配管も輻輳しているため、緊急保安を行う際に図面や営業担当者の連絡先(夜間休日含む)の情報は必須。
- 機器からの漏洩も考えられるため、現場対応には日頃から需要家に接している営業部門との連携が必要。



大口需要家の緊急保安②

- 既存ガス事業者では、大口需要家の緊急出動の際には、緊急保安の部隊だけでなく、営業部門も連携し、緊急停止の判断・折衝を行っている。
- 操業への影響を最小限とするため、停止範囲や方法等について営業部門と協議が必要となる。



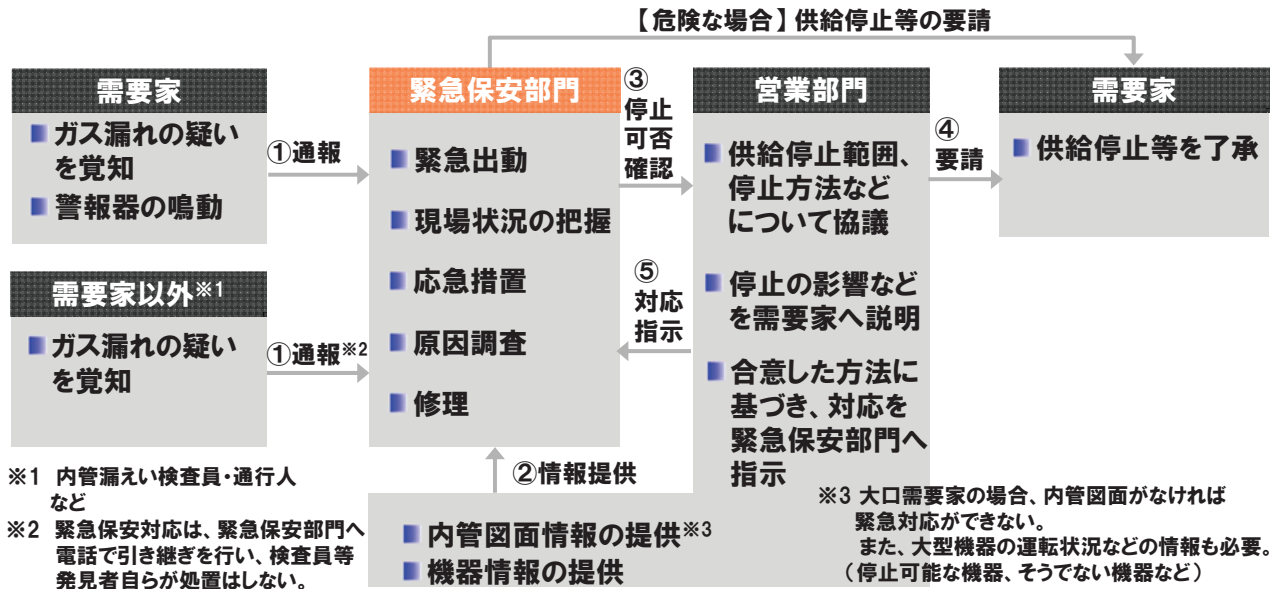
- 供給停止が必要な場合、保安を最優先としつつ、操業への影響を最小限とするための**停止範囲や方法等について営業部門(需要家)と協議。**
- 対応内容および影響等を営業部門から需要家に説明し、停止措置・修理等を実施。**
- 後日(保安を優先した対応であることをご理解頂けず)需要家から**営業補償の要請があった場合は、営業部門が需要家と協議。**



製造ラインの停止などは大きな影響

緊急保安 関連業務との繋がり(大口需要家)

- 小口であれば、供給停止の判断は当該需要家に直接確認し、容易に判断ができる。
- 一方、大口の場合、供給停止すると、工場などの操業に大きな影響を与えることから、緊急保安部門単独ではなく、営業部門と協議のうえ、需要家と折衝する必要がある。
- また、内管図面や機器情報などの提供がなければ現場対応は困難である。
(大口は内管・機器の設計施工等における個別性が高い)



内管の漏えい検査の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

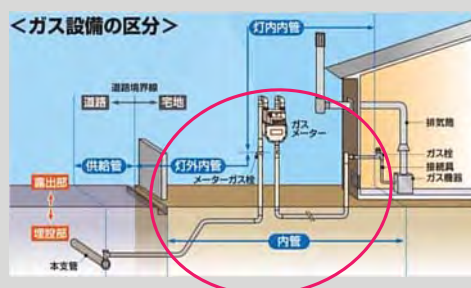
© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

漏えい検査 作業体制

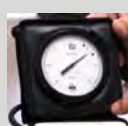
- ・敷地内と敷地外とは、作業にあたる上での調整先や作業内容、装備が異なるため、各々のタイミングで実施している。
- ・漏えいを発見した場合は、緊急保安部署等に連絡し対応を引き継ぐこととなる。

現場作業体制



■ ガス工作物 (灯外内管・灯内内管)

適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければなりません。



圧力計の例



検知器 (携帯式)の例





検知器(カート式)の例(主に道路上で使用)

	敷地外(道路面)	敷地内
調査対象	ガス事業者資産のガス工作物	需要家資産のガス工作物
調査人員 (通常)	2名	1名 (規模の大きな建物の場合は複数名)
調整先	道路管理者・警察	需要家 (所有者・占有者)
改善の意思決定者	ガス事業者	需要家 (所有者・占有者)
調査頻度	40ヶ月に1回	40ヶ月に1回 (特定地下街・室等は14ヶ月に1回)
道工具類	ガス検知器 (カート式)	ガス検知器(携帯式)、圧力計
資格	— (社内資格など)	業界資格: 需要家ガス設備点検員
スキル	・敷地外と敷地内とでそれぞれのマニュアルに従い作業を実施している。	

漏えい検査 主な作業内容

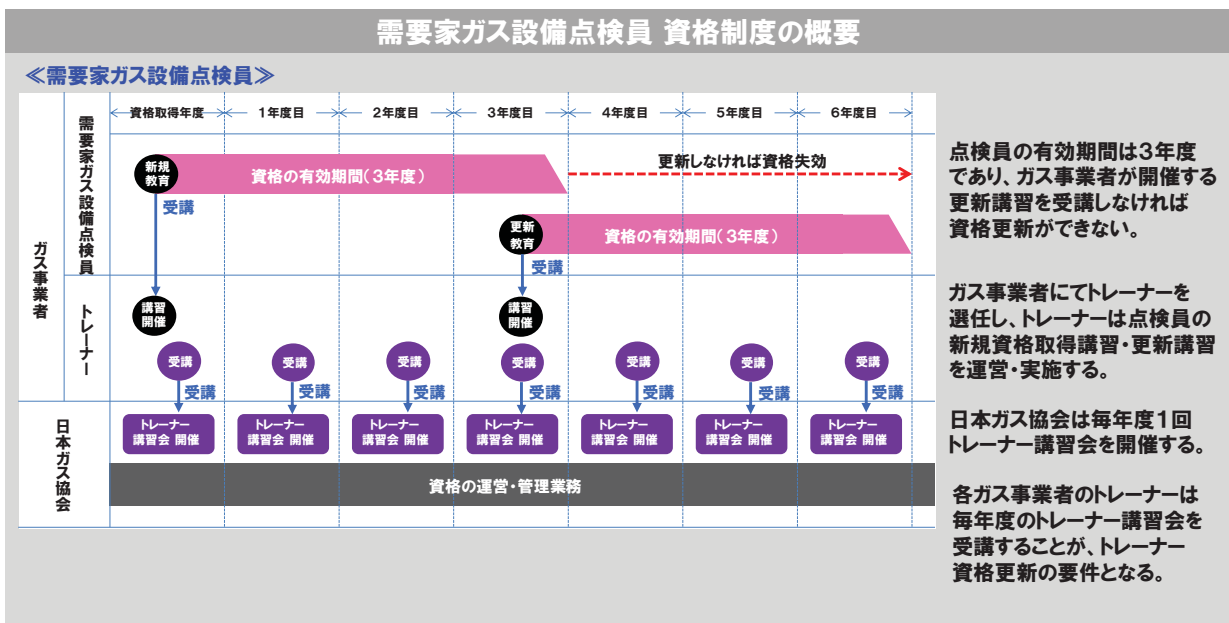
・法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、検査対象、検査事項ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。

←検査対象→			
	法定※	自主(例)	
↑検査事項↓	<p>■ 灯外内管の漏えい検査</p>  <p>ガス検知器 ←5メートル以内→</p> <p>■ 業務用厨房内の水のかかり易い配管の腐食点検</p> <p>■ ヒューズ機構のないガス栓への安全アダプターの取付</p>	<p>■ 灯内内管・ガス栓の漏えい検査</p>  <p>圧力計</p> <p>■ 漏えい検知機能(マイコンメーター)作動状況確認</p> <p>■ 配管の経路・外観確認</p>	<p>■ 接続具・消費機器を含めた漏えい検査</p>  <p>開ける</p> <p>消費機器が接続されるガス栓を開き、接続具・消費機器を含めて漏えい検査を行う(詳細P.12参照)</p> <p>■ ガス警報器等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の有無確認 ・有効期限の確認 
	<p>※「法定」には通達や行政指導、国からの要請を含む</p>		

需要家設備点検員の資格制度 概要

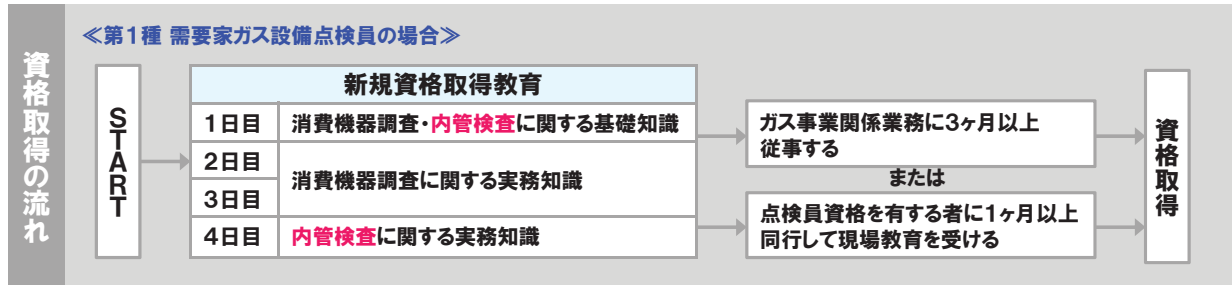
消費機器調査・内管漏えい検査に従事する者の資格として、「需要家ガス設備点検員」資格制度を業界資格として創設し運営している。

ガス事業者で選任するトレーナーが自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施し、トレーナーは日本ガス協会が開催するトレーナー講習を受講することがトレーナー資格の更新の要件となっている。



漏えい検査 必要な資格・スキル

資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることで資格が付与される。



《資格の区分》

認定の区分	従事する業務
第1種	消費機器調査 内管検査
第2種	消費機器調査
第3種	内管検査

※“消費機器調査”と同時に行なうことの多い“漏えい検査”についても「需要家ガス設備点検員」の業務範囲に含めている。

《業務マニュアル》



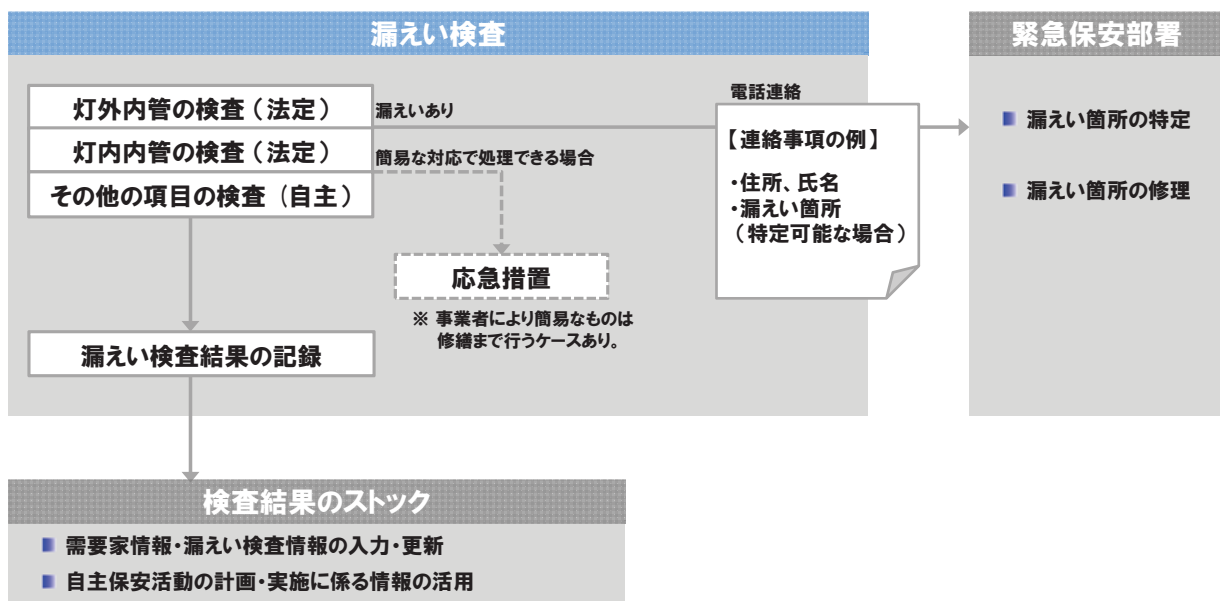
※JGAで発行する業務マニュアル『需要家ガス設備点検員教育テキスト』

《講習状況》



漏えい検査 関連業務との繋がり

漏えいを確認した場合は、住所・氏名・漏えい箇所等を現地から緊急保安部署に連絡し、その後の修繕対応の依頼を行う。



漏えい検査 作業イメージ（法定）

灯外内管(埋設部)の漏えい検査（法定）



関連法規・通達等	規定内容
ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項	規定の頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。 ※ 適切な漏えい検知装置(マイコンメーター)の検知範囲は適用除外(第1号) ※ 所有者又は占有者に立ち入りを拒否された場合は適用除外(第2号) ※ ポリエチレン管を使用している部分は適用除外(第3号) ※ 屋外の埋設されていない部分は適用除外(第4号)

漏えい検査 作業イメージ（法定）

灯内内管の漏えい検査（法定）



関連法規・通達等	規定内容
ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項	規定の頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。 ※ 適切な漏えい検知装置(マイコンメーター)の検知範囲は適用除外(第1号) ※ 所有者又は占有者に立ち入りを拒否された場合は適用除外(第2号) ※ ポリエチレン管を使用している部分は適用除外(第3号) ※ 屋外の埋設されていない部分は適用除外(第4号)

漏えい検査 作業イメージ（通達・行政指導）

業務用厨房の配管腐食点検（行政指導）



関連法規・通達等	規定内容
昭和60年11月15日付 60資公部第435号 「ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法 施行規則等の運用について(別紙10)」	【点検内容】 常時水のかかるおそれのある床面からの立上がり分の目視による外観点検 【対象建物】 特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物、高層建物 中規模建物 【対象部位】 業務用途に係る厨房内の導管であって、目視による点検が可能な部分

漏えい検査 作業イメージ（通達・行政指導）

安全アダプターの取付（行政指導）

ヒューズ機構のない旧型ガス栓

安全アダプターの取付け

ヒューズ機構のない旧型ガス栓

安全アダプターの取付け

ヒューズ機構の付加

ガス栓の誤開放、接続具の外れ等によりガスが大量に漏出する恐れがある。

ガス栓のホースエンド部にアダプターを取付けることによりヒューズの働きを付加する。

ガス栓の誤開放等で大量のガスが流れた場合、ヒューズが作動しガスを停止する。

関連法規・通達等	規定内容
昭和60年3月15日付 60公保第3号 「ガス保安対策の徹底について」	『取り付けが容易で、かつ、低廉な安全アダプターをガス事業者により普及させることによってガス栓の安全化の徹底を図る』

漏えい検査 作業イメージ（自主）

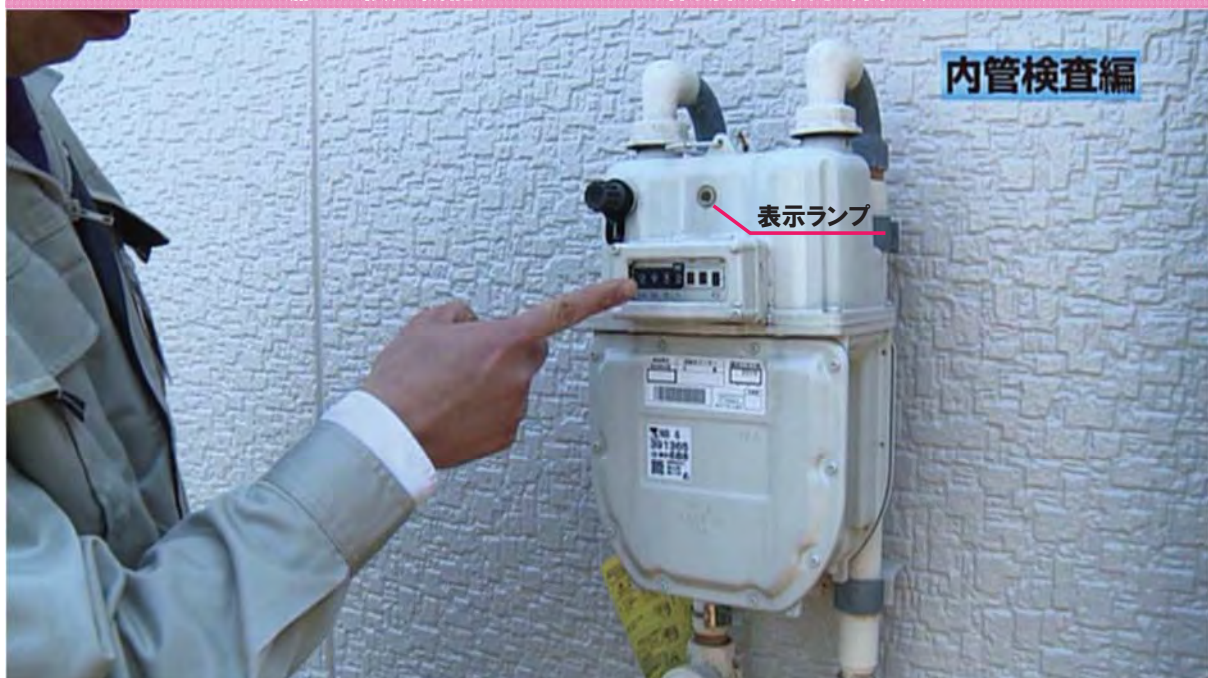
灯外内管(露出部)の漏えい検査（自主）



屋外の露出配管の漏えい検査
(ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項 第4号 により漏えい検査の適用が除外されている)

漏えい検査 作業イメージ（自主）

漏えい検知機能(マイコンメーター)作動状況確認（自主）



漏えい表示のないことを目視で確認

漏えい検査 作業イメージ（自主）

接続具・消費機器を含めた漏えい検査（自主）

《ガス工作物のみの場合》

この図は、ガスメーターとシマリ（遮断弁）が内管に接続されている状態を示しています。圧力計の検知範囲は、アキ（アーク）とシマリ（遮断弁）の間に位置する消費機器（ガス機器）を含みます。ガスメーターとシマリの間にはシマリ（遮断弁）が設置されています。

消費機器が接続されるガス栓を開き、**接続具・消費機器を含めて漏えい検査を行う**

開ける

《接続具・機器を含めた場合》

この図は、ガスメーターとシマリ（遮断弁）が内管に接続されている状態を示しています。圧力計の検知範囲は、アキ（アーク）とシマリ（遮断弁）の間に位置する消費機器（ガス機器）を含みます。ガスメーターとシマリの間にはシマリ（遮断弁）が設置されています。

消費機器

開ける

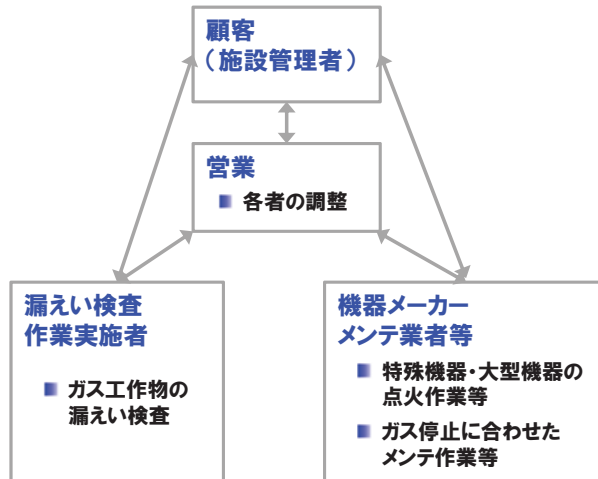
漏えい検査 作業イメージ（自主）

配管（露出部）の外観検査（自主）

大口需要家の場合の違い

- 圧力保持での漏えい検査を行う場合、検査のために一定時間にわたりガスの供給を止める必要がある。大規模な工場などでは、製造ラインを止めることに関して時間的制約等があり、**漏えい検査のためにガスの供給を停止するにあたっては、営業を通じた先方との調整が必要**となる。

《大口需要家(工場等)での連携イメージ》



《小口需要家の連携イメージ》



消費機器調査の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

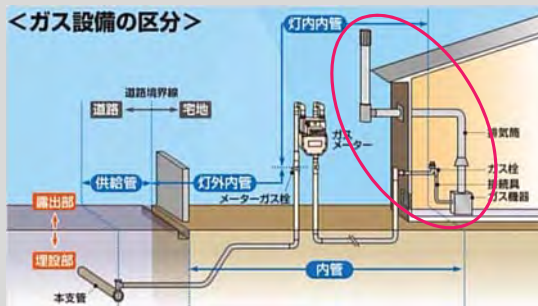
© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

消費機器調査 作業体制

- ・基本的には需要家ガス設備点検員の資格所有者が1名体制にて作業を実施している。
- ・消費機器調査と内管漏えい検査は本来は異なる業務であるが、同時で実施する場合が多い。

現場作業体制



- 不完全燃焼防止装置のないガス湯沸器
- 不完全燃焼防止装置のないガスふろがま
- これらに付属する排気筒・排気扇

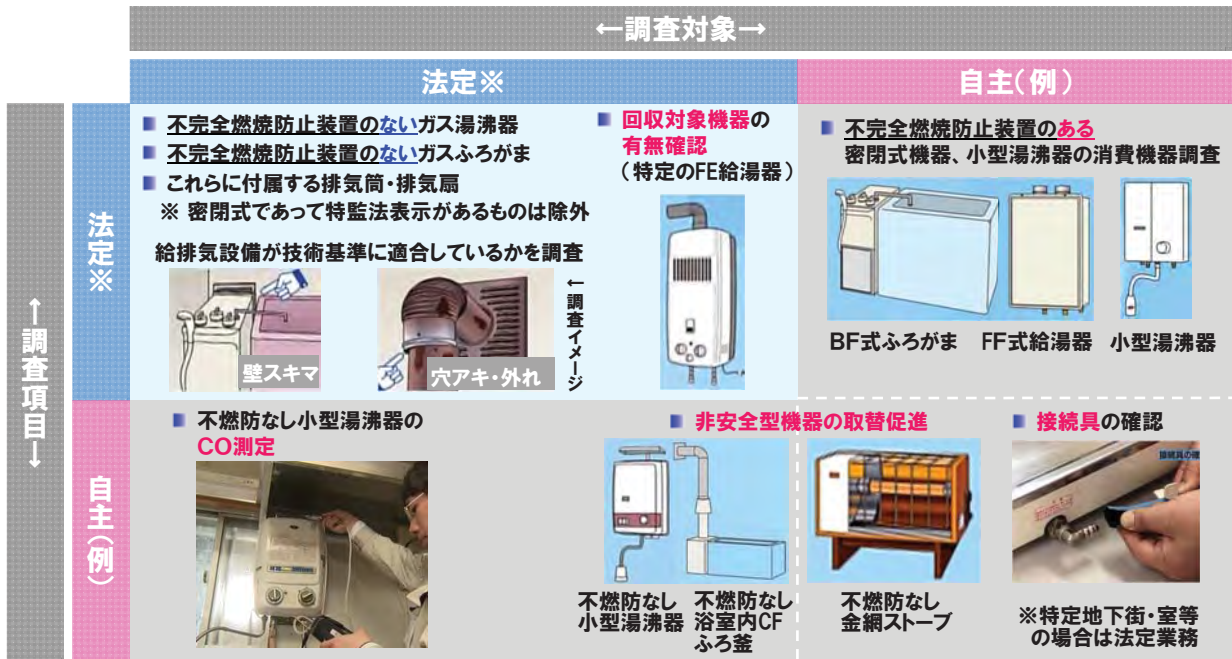
給排気設備が技術基準に適合しているかを調査



	道路上	敷地内
調査対象		需要家資産の消費機器
調査人員		1名 (規模の大きな建物の場合は複数名)
調整先		需要家(所有者・占有者)
改善の意思決定者		需要家(所有者・占有者)
調査頻度		40ヶ月に1回
道工具類		CO検知器、スモークテスター
業界資格		需要家ガス設備点検員
スキル		<ul style="list-style-type: none"> ・作業はマニュアル化できるものであり画一的。 ・必要な教育を受けていれば対応可能。 ・機器で不具合を発見した場合は使用禁止のお願いを行った上でメーカー等での修理対応をお願いする。

消費機器調査 主な作業内容

・法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、調査対象、調査項目ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。

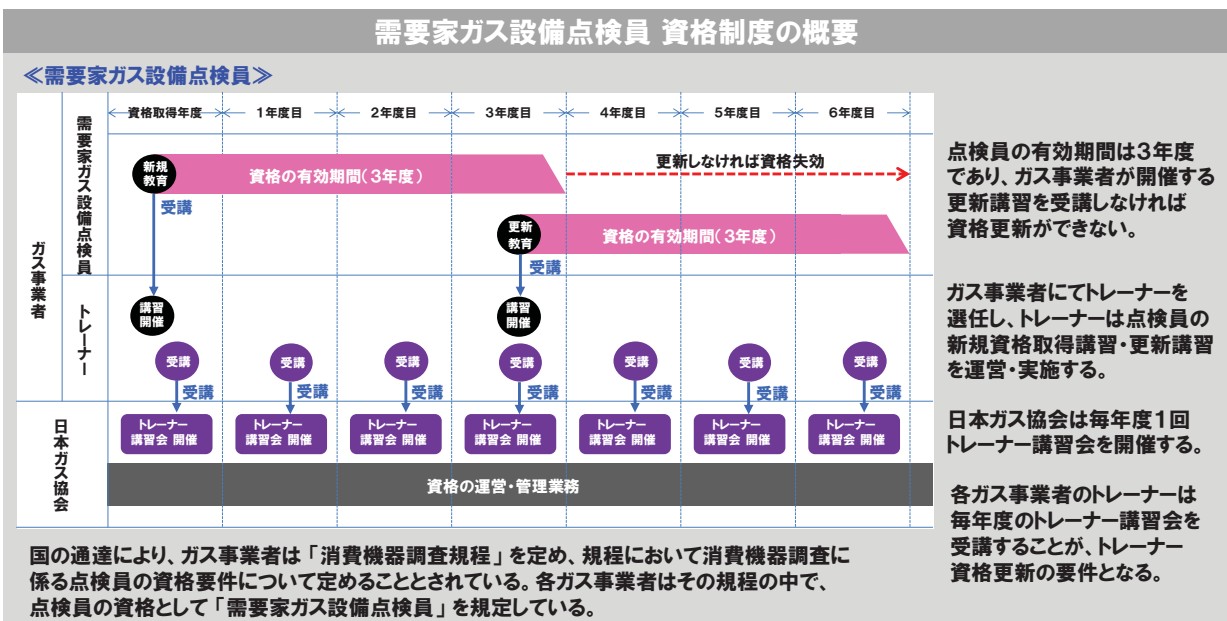


※「法定」には通達や行政指導、国からの要請を含む

需要家設備点検員の資格制度 概要

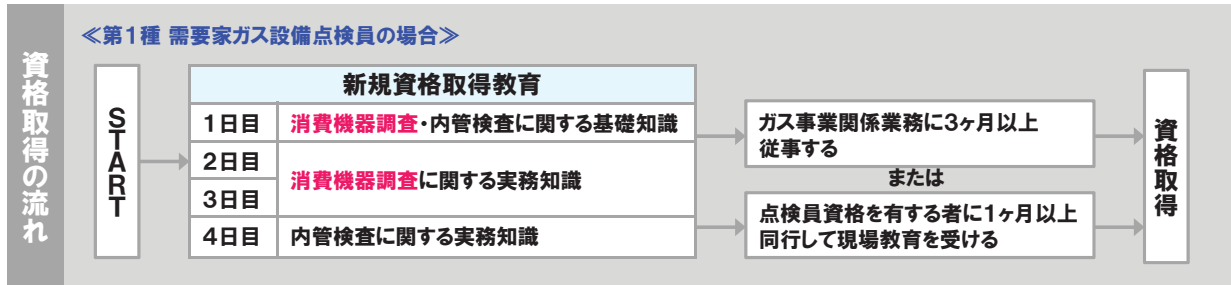
消費機器調査・内管漏えい検査に従事する者の資格として、「需要家ガス設備点検員」資格制度を業界資格として創設し運営している。

ガス事業者で選任するトレーナーが自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施し、トレーナーは日本ガス協会が開催するトレーナー講習を受講することがトレーナー資格の更新の要件となっている。



消費機器調査 必要な資格・スキル

資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることで資格が付与される。



資格の区分

認定の区分	従事しうる業務
第1種	消費機器調査 内管検査
第2種	消費機器調査
第3種	内管検査

※“消費機器調査”と同時に行なうことの多い“漏えい検査”についても「需要家ガス設備点検員」の業務範囲に含めている。

業務マニュアル



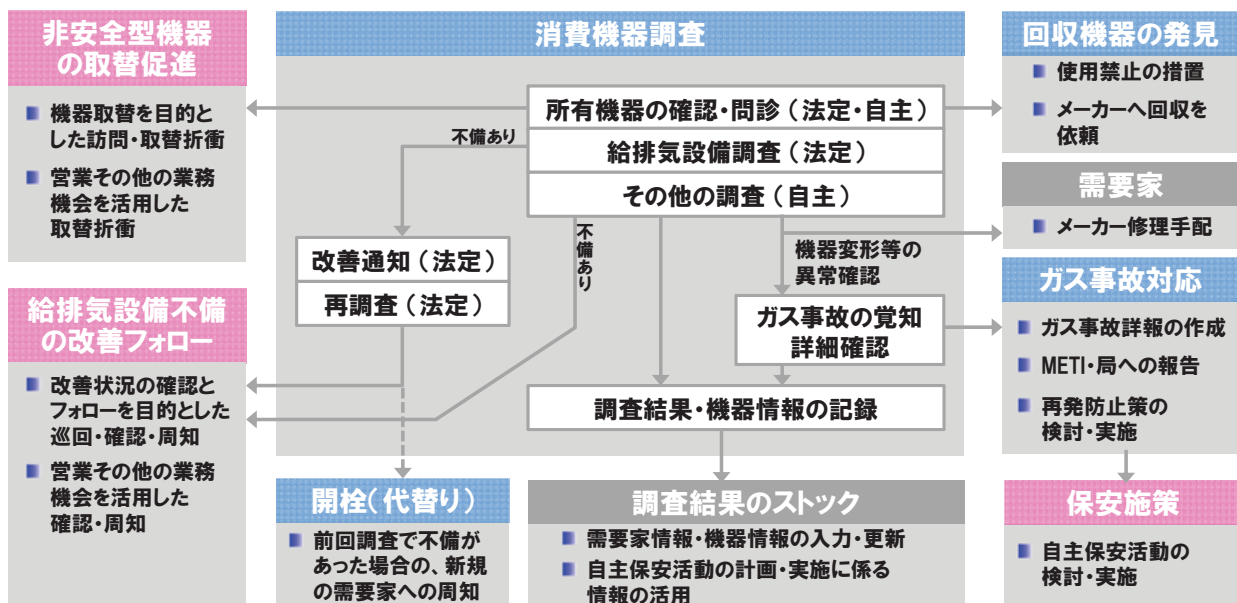
※JGAで発行する業務マニュアル『需要家ガス設備点検員教育テキスト』

講習状況



消費機器調査 関連業務との繋がり

- 消費機器調査の機会に非安全型機器の取替促進や給排気設備不備の改善フォローを行うとともに、調査で収集した情報を基に、営業その他の機会を活用して取替促進、改善フォローを行っている。
- 調査で発見した不備情報等を基に、自主保安活動の施策の立案・計画を行い、実行に繋げている。



※ 消費機器調査に関連して 内管漏えい検査や緊急保安との連携はない 凡例: 法定業務(行政指導等含む) 自主

消費機器調査 作業イメージ（法定）

消費機器調査の例（法定）



給排気部 壁貫通部の隙間の有無の確認



換気設備が所要の能力(大きさ)を有しているかを確認

関連法規・通達等	規定内容
ガス事業法 施行規則 第107条 第1項 第1号	調査対象となる消費機器の種類と調査を行う事項
ガス事業法 施行規則 第107条 第1項 第2号	調査の結果、不備が認められた場合の再調査と通知
ガス事業法 施行規則 第108条（の一部）	調査に係る消費機器の技術上の基準

消費機器調査 作業イメージ（国からの要請）

回収対象機器の発見（国からの要請）



日常立ち入ることのない物置にて発見



アルミホイルが巻き付けてあり外観では分からないものを発見

関連法規・通達等	規定内容
平成20年8月22日付「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）」	<ul style="list-style-type: none"> 消費機器調査、開栓の際に対象機種種の発見に万遺漏無きを期すこと。 対象機種種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにパロマ工業に通知することなど。

消費機器調査 作業イメージ（自主）

接続具の確認（自主）



接続具を起因としたガス漏れ事故防止対策として、接続具の確認を消費機器調査時に実施

消費機器調査 作業イメージ（自主）

供給ガスとの適合性確認（自主）



消費機器調査時に機器の供給ガスに対する適合性を銘板等により確認

ガスの燃焼性確認（自主）



消費機器調査時に機器の燃焼性を確認

大口需要家の場合の違い

- 消費機器調査に関しては、大口需要家については事業者の義務としては既に免除されている。
(工業用以外の50万m³以下を除く)
- 消費機器調査に関しては、大口・小口の差はなく、対象となる機器が法で規定されている。

《現行の法規制(消費機器調査)》

		小口	大口	
			10~50万m ³ /年	50万m ³ /年~
消費段階	消費機器に関する周知・調査	一般ガス事業者	工業用建物 ⇒-(免除)	-(免除)
			工業用以外 ⇒大口ガス事業者	
	漏えい検査	一般ガス事業者	大口ガス事業者	大口ガス事業者

周知の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

各種 周知業務の区分と概要

「周知」は大きく6種類に大別される。

ガス事業法施行規則 第106条	規定事項
第1項 第一号 イ～ヌ	周知すべき内容
第1項 第二号	周知の対象と頻度
イ	① 一般周知 ・ 全ての需要家に対してガスの使用に係わる全般的事項を周知
ロ	② 個別周知 ・ 特定の機器を所有する需要家に対して安全使用上に関する事項を周知
ハ	③ 閉栓時周知 ・ 新たにガスを使用する需要家に対して、ガス事業者への連絡方法・供給するガス種を周知
ニ	④ 閉栓時周知(前回調査で指摘ありのものを対象) ・ 新たにガスを使用する需要家に対する一般周知・個別周知 ・ 前回の消費機器調査で不備があった場合に、新規の需要家にその不備と採るべき措置等を周知
ホ	⑤ 特定地下街・室等に設置される消費機器に関する周知・表示 ・ 緊急時に採るべき措置と連絡先、警報設備の点検に関する周知
第1項 第三号	⑥ その他の周知 ・ 広告、文書の提出または頒布、巡回訪問、その他
第1項 第四号	周知に係る状況報告(年度末)
第2項	大口供給の適用除外

一般周知の頻度と運用（ガス安全小委員会資料では「一般的周知」）

超高層建物、特定大規模建物については、一般周知の頻度が漏えい検査・消費機器調査の頻度と異なっており、点検時に合わせた周知ができないため、DM配布や周知のための特別巡回等を実施している。

① 一般周知【二号イ】

一般周知	漏えい検査	消費機器調査
<p><下記以外></p> <p>【3年度に1回以上】 漏えい検査・消費機器調査の頻度と同等であり、点検時に合わせて実施されることが多い</p>	<p><下記以外></p> <p>【40ヶ月に1回以上】</p>	
<p><超高層建物・特定大規模建物></p> <p>【毎年度 1回以上】 漏えい検査・消費機器調査と頻度が異なる部分については、点検時の周知に加え、DM配布や周知のための特別巡回等を実施</p>		40ヶ月に1回以上
<p><特定地下街・室等></p> <p>【毎年度 1回以上】 漏えい検査の頻度と同等であり、点検時に合わせて実施されることが多い</p>	<p><特定地下街・室等></p> <p>14ヶ月に1回以上</p>	

一般周知（ガス安全小委員会資料では「一般的周知」）

一般的な周知事項に加え、自主保安活動として、過去の事故事例等を踏まえた保安情報の周知を強化している項目もある。

法定

- 消費機器の供給するガスに対する**適応性**に関する事項
- 消費機器の**管理及び点検**に関し注意すべき基本的な事項
- 消費機器を使用する場所の**環境及び換気**に関する事項
- ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における**ガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡**に関する事項
- 上記に掲げるもののほか、**ガスの使用に伴う危険の発生の防止**に関し必要な事項



一般的な周知事項に加え、自主保安活動として、過去の事故事例等を踏まえた保安情報を周知




自主(例)



個別周知の頻度と運用 (ガス安全小委員会資料では「危険発生防止周知」)

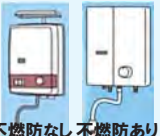


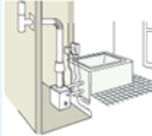
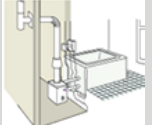

個別周知の頻度が漏えい検査・消費機器調査の頻度と異なっており、点検時に合わせた周知ができないため、DM配布や周知のための特別巡回等を実施している。

② 個別周知【二号口】

個別周知 (危険発生防止周知)				消費機器調査	漏えい検査
<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内設置の (小型)瞬間湯沸器 毎年度1回以上 ■ 浴室に設置の不燃防なしCF式ふろがま 毎年度1回以上 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内設置の不燃防なし半密閉式湯沸器 毎年度1回以上 		40ヶ月に1回以上	<<下記以外>> 40ヶ月に1回以上 <<特定地下街等>> <<特定地下室等>> 14ヶ月に1回以上
<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内設置の不燃防なしCF式ふろがま 3年度に1回以上 (業界自主では毎年度1回以上) 		漏えい調査・消費機器調査と頻度が異なるため、DM配布や周知のための特別巡回等を実施			

個別周知 (ガス安全小委員会資料では「危険発生防止周知」)

・法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、検査対象、検査事項ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。

		←周知対象→				
		法定				自主(例)
↑周知頻度↓	法定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内に設置された (小型)瞬間湯沸器 【毎年度1回以上】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内に設置された不燃防なしFE式・CF式湯沸器 【毎年度1回以上】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浴室に設置された不燃防なしCF式ふろがま 【毎年度1回以上】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内に設置された不燃防なしCF式ふろがま 【3年度1回以上】 	
	自主(例)				<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋内に設置された不燃防なしCF式ふろがま 【毎年度1回以上】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金網ストープ 不燃防なしFE式ふろがま 

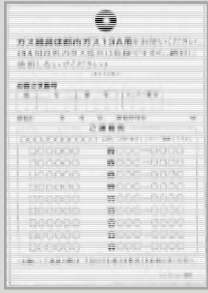
閉栓時周知・開栓時周知・特地下表示・その他の周知

③ 閉栓時周知【二号ハ】

◀周知の相手方▶
後の入居者

◀周知のタイミング▶
前入居者の閉栓時
(後の入居者が見るのは引越し・入居のタイミング)

◀周知の内容▶
ガス事業者への連絡方法
供給するガス種




ガスメーター付近に取付

④ 開栓時周知【二号ニ】

◀周知の相手方▶
新たにガスを使用する需要家

◀周知のタイミング▶
開栓時
(前回調査で不備ありの場合)

◀周知の内容▶
採るべき措置、等




給排気の改善通知

⑤ 特地下表示【二号ホ】

◀周知の相手方▶
特定地下街・室等に設置される消費機器


◀周知のタイミング▶
40ヶ月に1回以上

◀周知の内容▶
緊急の措置、消防・ガス事業者への連絡、等



⑥ その他の周知【三号】

- 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告
- 文書の提出または頒布
- 巡回訪問
- その他 適切な方法

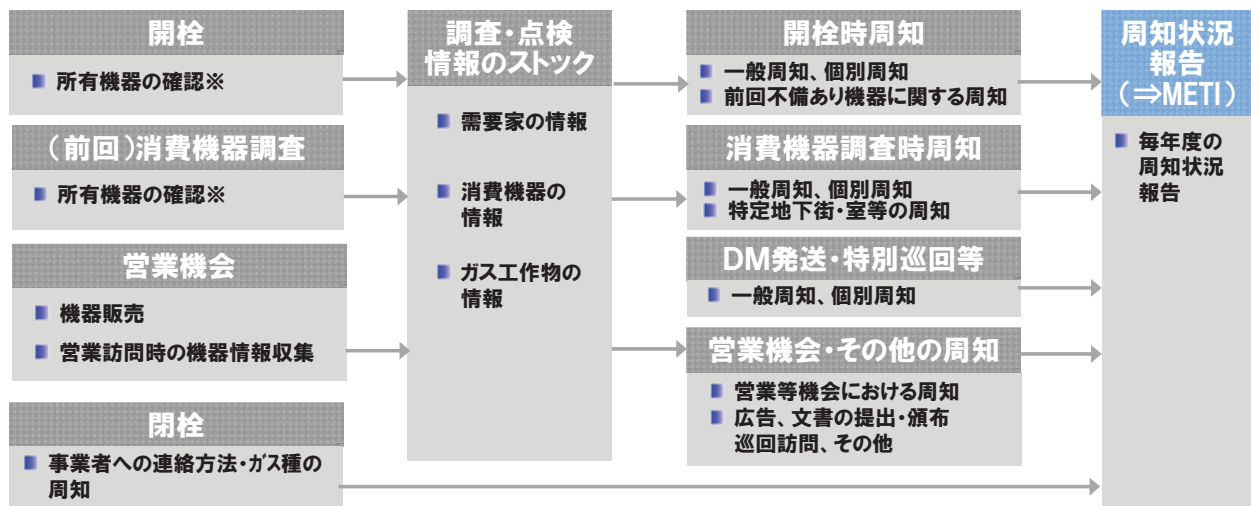


周知 必要な資格・スキル

- 必要な資格・スキルとして規定されたものはないが、需要家にご理解いただくためには、内容を十分に理解し伝えることが求められる。

周知 関連業務との繋がり

- 周知に必要なのは機器情報であり、抜けなく行うには需要家サイドの情報管理が重要となる。
- 多くの場合、効率化のために消費機器調査時に一般周知・個別周知を実施しているが、消費機器調査の頻度と周知の頻度とが異なるものもあり、DMの発送や特別巡回にて対応している。



周知物イメージ

一般周知（家庭用）

保存版

快適ガスライフの基礎知識

安心してガスをお使いいただくために

見本

- ① ガス機器はガス配管とつながる時... P1
- ② 燃焼用のガス機器は、お湯などの湯を煮る時... P2
- ③ 湯を煮る時、お湯が沸いたら火を弱く... P3
- ④ 湯を煮終わったら、湯をこぼさずお湯を... P4
- ⑤ 湯をこぼさないように注意... P5
- ⑥ 湯をこぼさないように注意... P7
- ⑦ 湯をこぼさないように注意... P9
- ⑧ マシンで洗剤を洗う時は... P10
- ⑨ 洗剤を洗う時は... P11
- ⑩ 洗剤を洗う時は... P13
- ⑪ ガス火の、お湯を煮る時は... P14
- ⑫ お湯を煮る時は、お湯が沸いたら火を弱く... P15

換気 換気は、換気扇や窓を開けてください。

連絡 気がついたら、すぐご連絡ください。

ガス株式会社
TEL 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000
http://www.abodefg-hjklmnopqrstu.co.jp

ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

4 ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

ご注意
ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気（給気と排気）が不十分な状態でガス機器を使用すると、酸素が不足して、不完全な燃焼となり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生し、中毒となる恐れがあります。

キッチンで
コンロや小容量湯沸かし器をお使いになる時は、必ず換気扇を回してください。お湯を煮て換気扇を回して、小容量湯沸かし器が安全な状態になっていることを確認しましょう。コンロや小容量湯沸かし器が使用中に止まった時は再び火を燃やすまで換気扇を回してください。

お部屋で
ファンヒーターをお使いになる時は、1時間以上2時間程度、新鮮な空気が入れ替えましょう。

換気扇が回っていると換気能力が低下します。換気扇を定期的に清掃してください。

ガスを使用してもなう人身被害は、一酸化炭素(CO)中毒事故の前が最も多い!

ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。しかし、閉め切った室内で換気扇も回さずガスを使用していると、換気不足による換気不足が原因で、有毒な一酸化炭素(CO)が発生する可能性があります。これは換気不足による換気不足の発生につながります。

人身被害の発生割合 (人数比)

一酸化炭素(CO)は無味、無臭、無色、沸点は低く、毒性は強力で、少量の吸入でも危険です。
換気不足状態は頭痛、吐き気など、意識にまで陥りますが、気づかずに長時間吸入することもあります。
換気不足による換気不足は、意識を失ったり、呼吸困難や意識障害、さらには死亡につながる可能性があります。

居室(10畳)と換気扇(CO)の換気能力による換気状態

CO濃度	換気状態
0.04	換気状態による換気状態
0.04	1-2時間で換気状態が回復します。
0.10	30分で換気状態が回復します。
0.32	2-3時間で換気状態が回復します。
1.28	1-2日で換気状態が回復します。

周知物イメージ

一般周知（家庭用以外）

業務用に都市ガスをお使いのみならずへ

安心ワークガイド

保存版

見本

このガイドを参照して適切な取扱いをする。使用者が死または重傷を負う可能性が想定されることを示しています。

このガイドを参照して適切な取扱いをする。使用者が死または重傷を負う可能性が想定されることを示しています。

ガス株式会社
お取り扱いのガスの種類は都市ガスです。

厨房 換気をしていますか？ 使うたびに確かめて！

換気を忘れずに
ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気不足の状態では、有毒な一酸化炭素(CO)が発生し、中毒となる恐れがあります。換気扇を回して換気してください。

応急処置に備えて
換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認してください。また、換気扇のフィルターを定期的に清掃してください。

ガス機器のチェック
ガス機器の点検は、必ず専門業者が行ってください。換気扇の点検も合わせて行ってください。

換気扇は必ず回すように
換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認してください。また、換気扇のフィルターを定期的に清掃してください。

換気扇のメンテナンス
換気扇のメンテナンスは、必ず専門業者が行ってください。換気扇の点検も合わせて行ってください。

換気扇のメンテナンス
換気扇のメンテナンスは、必ず専門業者が行ってください。換気扇の点検も合わせて行ってください。

ガス株式会社
お取り扱いのガスの種類は都市ガスです。

周知物イメージ

個別周知

重要なお知らせ 見本 A

不完全燃焼防止装置のない
小型湯沸器を
ご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器にお取り替えの場合や
取り外し済みの際は、なにとぞご確認ください。

一酸化炭素中毒にご注意ください。

換気をしてください。

危険

●給排気設備に関するご相談・お問い合わせ

不燃防なし小型湯沸器

重要なお知らせ 見本 B

不完全燃焼防止装置のない
浴室内に設置されている
煙突式風呂がまをご使用の
お客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器にお取り替えの場合や
取り外し済みの際は、なにとぞご確認ください。

一酸化炭素中毒になるおそれがあります。

煙突や給気口などをとどき点検してください。

使用中にイヤな臭いがしませんか。

●給排気設備に関するご相談・お問い合わせ

不燃防なし浴室CFふろがま

重要なお知らせ 見本 C

不完全燃焼防止装置の
ついていない
煙突式風呂がま・湯沸器を
ご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器にお取り替えの場合や
取り外し済みの際は、なにとぞご確認ください。

一酸化炭素中毒になるおそれがあります。

煙突や給気口などをとどき点検してください。

使用中にイヤな臭いや目がチカチカする場合は、排気ガスが漏れている可能性がありますので、
ただちに使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。

●給排気設備に関するご相談・お問い合わせ

不燃防なしCF式機器

周知物イメージ

個別周知

重要なお知らせ 見本 F

不完全燃焼防止装置がなく
排気ファンが付いている
煙突式風呂がま・湯沸器を
ご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器にお取り替えの場合や
取り外し済みの際は、なにとぞご確認ください。

一酸化炭素中毒になるおそれがあります。

煙突や排気ファンなどの「給排気設備」に不備があると一酸化炭素中毒をおこし、重症の場合は死
亡事故につながるおそれがあります。

煙突・排気ファンなどの「給排気設備」をとどき点検してください。

●給排気設備に関するご相談・お問い合わせ

不燃防なしFE式機器

小型湯沸器をお持ちのお客さまへのお願い

小型湯沸器は換気が十分に行ってください。十分な換気は、一酸化炭素中毒になるおそれがあり、
死亡事故につながるおそれがあります。

換気をお願い

●小型湯沸器使用時のお願い

必ず換気扇をまわすか、窓を開けて換気をしてください。

おすすめ

ガス・CO警報器の設置をおすすめします。

●給排気設備に関するご相談・お問い合わせ

不燃防あり小型湯沸器

周知物イメージ

経年内管

ご存じですか？ ガス管の資産区分
敷地内のガス管は「お客さまの大切な資産です！」

古くなったガス管交換のお願い

土に埋まっているガス管（埋設メッキ鋼管 白ガス管）は、古くなって腐食が進むとガスが漏れる恐れがあります。「白ガス」を安心してご利用いただくために、腐食しないガス管への早めの交換をお願いします。

埋設メッキ鋼管のガス管
敷地内のガス管
お客さまの資産

埋設鋼管のガス管
ガス事業者の資産

経済産業省からのお知らせ

古くなったガス管（白ガス管）は、早めの交換をお願いします。詳しくはお近くのガス事業者にご相談下さい。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

我が家のガス管は大丈夫？

敷地内のガス管はガス会社のモノではない？

ガス管の交換の費用はどれくらい？

土の状況によって異なりますが「およそ20年が交換の目安」といわれています。

敷地内のガス管は、お客さまの大切な資産です。交換はお客さまの大切な役目です。

交換費用についてはガス事業者にご相談ください。

ガス管の腐食状況（例）

新しい
交換
古い

腐食や地震に強いガス管です

ポリエチレン管
ポリエチレン樹脂管
硬質電化ビニル樹脂管

電線に合わせ、腐食を防止し、お取り換えしやすくなります。

ガスくさいときは、すぐガス事業者へご連絡を！

●ガス臭くはないが、季節的に大気は臭いと感じることがあります。季節風・悪臭等のスイッチに該当し手を触れないでください。●ガス管が古くで交換されることも、ガス事業者へご連絡して下さい。

●お問い合わせ先

ガス管交換のご相談・お見積りはガス事業者へ！

周知物イメージ

金網ストーブ

古い金網ストーブは、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）中毒をおこす危険があります。一酸化炭素（CO）は強い毒性を持つ物質で、死につながる危険性があります。重大事故に至らないために、安心機能の付いたファンヒーターへのお取り替えを是非お願いします。

こんな時は要注意

不完全燃焼

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながります。また、外観はきれいに見えても金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこします。おかしな匂い～？と思ったらご連絡を

必ず換気を

ストーブを使用する場合は30分に1回が換気の目安です。開放できない窓の部屋には、結露出口を設けるか、換気扇があれば、まわしてください。

安心機能のおすすめ

不完全燃焼防止装置のついたガスファンヒーターなら安心。ファンヒーターは異常を感じてガスを自動的にストップします。また、機体が転倒したときもガスを自動的にストップします。お年寄り、お子さまのいる家庭でも安心してご利用になります。

**金網ストーブをお持ちの
お客さまへのお願い**

**金網ストーブを
お持ちのお客さまへお願いします。**

お手持ちのストーブをご確認ください。

金網ストーブの特徴

ガスの燃える部分に耐熱性の金網を用いたもので、この金網を赤熱することにより、暖房をおこなうものです。

金網ストーブの一例

赤熱部分が金網でできています。（火をつけていない状態で確認して下さい。）

金網ストーブの買い替えのすすめ

金網部分の変形やほこりなどによる詰まりなどは不完全燃焼につながります。また、外観はきれいに見えても金網の変形や内部のほこり詰まりで不完全燃焼をおこしやすくなります。金網変形や炎あふれなどがある場合は大変危険です。買い替えをおすすめします。（金網ストーブの不良例）

●金網変形 ●炎あふれ

お問い合わせ先

大口需要家の場合の違い

- 周知に関しては、大口需要家については事業者の義務としては既に免除されている。
(工業用以外の50万m³以下を除く)
- 個別周知に関しては、大口・小口の差はなく、対象となる機器が法で規定されている。

《現行の法規制(周知)》

		小口	大口	
			10~50万m ³ /年	50万m ³ /年~
消費段階	消費機器に関する周知・調査	一般ガス事業者	工業用建物 ⇒ - (免除)	- (免除)
			工業用以外 ⇒大口ガス事業者	
	漏えい検査	一般ガス事業者	大口ガス事業者	大口ガス事業者